

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成30年5月23日

京都府知事 様



提出者

住 所 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25

氏 名 キリンエンジニアリング株式会社

代表取締役 平井 理

電話番号 045-451-7605

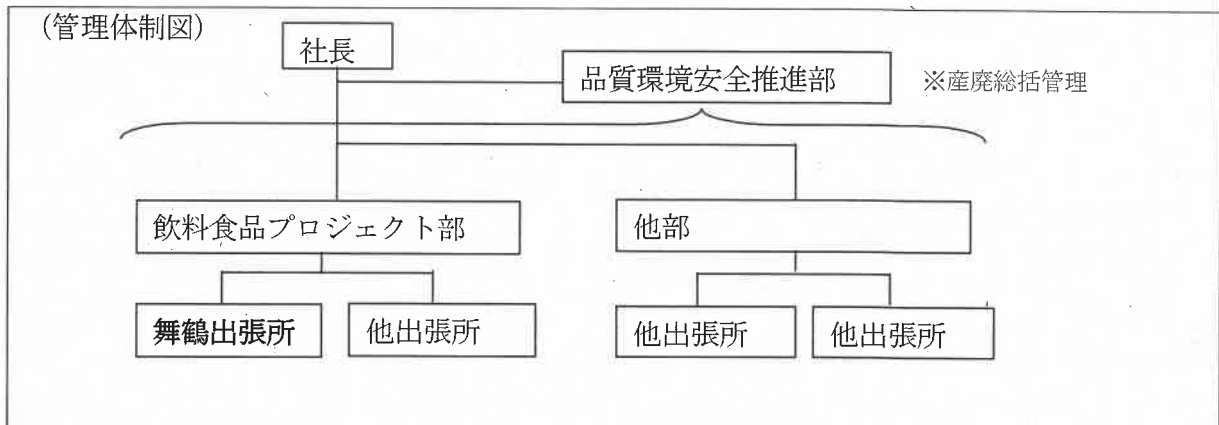
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	キリンエンジニアリング株式会社 舞鶴出張所
事業場の所在地	京都府舞鶴市倉谷大縄1350-2
計画期間	2018年4月1日～2019年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	工場増設工事
②事業の規模	一部2階建ての工場棟を増設する工事
③従業員数	当社社員：8名、協力会社：平均60名/日
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph TD A[現場] --- B[中間処分会社] B --- C[選別] C --- D[再生] C --- E[埋立] </pre>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	コンクリート	アスファルト	木くず	廃プラ	ガラスくず	混合		
	排出量	595t	1188t	15t	7t	6t	37t		
	(これまでに実施した取組)								
	産廃物は現場で出来る限り分別し、産廃委託先から再生利用業者に展開する。								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	コンクリート	アスファルト	木くず	廃プラ	金属くず	紙くず	ガラスくず	混合
	排出量	200t	300t	30t	70t	23t	36t	50t	40t
	(今後実施する予定の取組)								
	産廃物は現場で出来る限り分別し、産廃委託先から再生利用業者に展開する。								

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリート、アスファルト、コンクリートと鉄からなる廃棄物、木くず、廃プラスチック類、金属くず、段ボール
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリート、アスファルト、コンクリートと鉄からなる廃棄物、木くず、廃プラスチック類、金属くず、段ボール

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	コンクリート	アスファルト	木くず	廃プラ	ガラスくず	混合
	全処理委託量	595t	1,188t	15t	7t	6t	37t
	優良認定処理業者への処理委託量			15t	7t	6t	37t
	再生利用業者への処理委託量	595t	1,188t	15t	6t		22t
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
	(これまでに実施した取組) 産廃物は現場で積極的に分別し、産廃委託先から再生利用業者に展開する。						

②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	コンクリート	アスファルト	木くず	廃プラ	金属くず	紙くず	ガラスくず	混合
	全処理委託量	200t	300t	30t	70t	23t	36t	50t	40t
	優良認定処理業者への処理委託量			30t	70t	23t	36t	50t	40t
	再生利用業者への処理委託量	200t	300t	30t	56t	23t	26t		24t
	認定熱回収業者への処理委託量								
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
	(今後実施する予定の取組)								
※事務処理欄									

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

京都府中丹東保健所 (環境衛生室環境担当)	〒624-0906 舞鶴市倉谷村西 1499	0773-75-1156	綾部市、舞鶴市
--------------------------	---------------------------	--------------	---------